

平成 21 年度

裁 判 所 省 庁 別 財 務 書 類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

裁判所 一般会計省庁別財務書類

	頁
一般会計省庁別財務書類	
貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	9
参考情報	
1. 裁判所の所掌する業務の概要	1 5
2. 裁判所の組織及び定員	1 6
3. 平成 21 年度一般会計の歳入歳出決算の概要	1 7
4. 公債関連情報	1 8

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成21年 3月31日)	本会計年度 (平成22年 3月31日)		前会計年度 (平成21年 3月31日)	本会計年度 (平成22年 3月31日)
< 資 産 の 部 >					
現金・預金	126,939	137,146	未払金	7,492	6,714
未収金	667	682	保管金等	126,939	137,146
前払費用	3	3	賞与引当金	16,431	15,126
その他の債権等	542	363	退職給付引当金	367,584	360,949
貸倒引当金	△ 50	△ 53	その他の債務等	4,137	4,617
有形固定資産	650,081	649,726			
国有財産（公共用財産を除く）	649,016	648,719			
土地	406,314	405,117			
立木竹	922	910			
建物	159,415	158,394	負 債 合 計	522,585	524,555
工作物	77,493	78,136			
建設仮勘定	4,871	6,161	<資産・負債差額の部>		
物品	1,065	1,006	資産・負債差額	259,794	266,921
無形固定資産	4,195	3,607			
資 産 合 計	782,380	791,476	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	782,380	791,476

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)	本会計年度 (自 平成21年4月1日) (至 平成22年3月31日)
人件費	202, 279	202, 406
賞与引当金繰入額	16, 251	13, 590
退職給付引当金繰入額	25, 649	25, 383
司法修習生手当等	10, 009	9, 624
裁判費	4, 191	4, 121
委託費等	279	288
庁費等	39, 858	27, 515
支払利息	38	175
その他の経費	12, 435	10, 935
減価償却費	11, 844	11, 818
貸倒引当金繰入額	76	53
資産処分損益	1, 803	2, 251
本年度業務費用合計	324, 717	308, 164

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)	本会計年度 (自 平成21年4月1日) (至 平成22年3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	254,132	259,794
II 本年度業務費用合計	△ 324,717	△ 308,164
III 財源	331,822	311,620
主管の財源	25,005	21,478
配賦財源	306,816	290,142
IV 無償所管換等	△ 1,442	3,671
V 本年度末資産・負債差額	259,794	266,921

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)	本会計年度 (自 平成21年4月1日) (至 平成22年3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	24,926	21,376
配賦財源	306,816	290,142
財源合計	331,743	311,519
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 246,663	△ 246,332
司法修習生手当等の支出	△ 10,009	△ 9,624
委員手当等の支出	△ 8,765	△ 8,618
裁判費	△ 16,660	△ 16,069
委託費等	△ 279	△ 288
庁費等の支出	△ 24,561	△ 16,296
その他の支出	△ 3,669	△ 2,317
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 310,609	△ 299,547
(2) 施設整備支出		
建物に係る支出	△ 17,507	△ 6,404
その他の支出	△ 3,626	△ 5,567
施設整備支出合計	△ 21,134	△ 11,971
業務支出合計	△ 331,743	△ 311,519
業務収支	-	-
II 財務収支	-	-
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	126,939	137,146
本年度末現金・預金残高	126,939	137,146

注　記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。

ファイナンス・リース取引に伴うリース物件については、取得価格相当額を計上し、リース期間終了後の残存価格をゼロとした定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。また、制作途中のソフトウェアについて、無形固定資産の仮勘定として計上している。

著作権等については、減価償却は行わず、国有財産台帳価額を計上している。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

・基本額 … 勤続年数階層別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率

・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

平均給与上昇率：2.5%

（平成21年財政検証の算定において用いられている長期的な賃金上昇率による）

割引率 : 4.1%

（平成21年財政検証で用いられている長期的な運用利回りによる）

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものが 200 件（2,147 百万円）ある。その内訳の概略は、次のとおりである。

- ① 民事・行政事件等に起因するものとして、主に裁判官、書記官及び執行官等の職務行為における違法を主張してのものなどが 159 件（1,666 百万円）
- ② 刑事事件等に起因するものとして、主に裁判官の令状処分等について違法等を主張してのものなどが 19 件（253 百万円）
- ③ 家事事件等に起因するものが 20 件（169 百万円）
- ④ 会計事務に起因するものが 2 件（59 百万円）

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額	4,933 百万円
裁判所施設費	4,933 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 15,289 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

合算すべき特別会計がないため、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている。

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、裁判等の当事者が手続費用等として裁判所に納めている保管金の残高を計上している。
- ・「未収金」には、支払を猶予された訴え手数料に関する債権などの債権現在額を計上している。
- ・「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険の次年度以降にかかる保険料部分を計上している。
- ・「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計への前渡不動産の価額を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、債権の種類ごとに過去 3 年間の不納欠損として整理された実績に基づき算出した額の合計額を計上している。
- ・「国有財産（公用財産を除く）」には、非償却資産については国有財産台帳価格を基礎とした価格、償却資産については国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価格で計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎及び宿舎の敷地に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎及び宿舎の敷地に植栽されている樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎及び宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に庁舎及び宿舎に附属する工作物を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の固定資産（庁舎など）に係る支出を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が 50 万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相

当額を控除した後の価額で計上している。

- ・「無形固定資産」には、著作権等については国有財産台帳価格、電話加入権等については取得価格、ソフトウェア等については取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、PFI事業及び公務災害補償費に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、裁判等の当事者が手続費用等として裁判所に納めている保管金の残高を計上している。
- ・「賞与引当金」には、職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち本年度で負担する金額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る退職給付引当金、国家公務員共済年金のうち整理資源の将来給付見込額の割引現在価値額及び遺族補償年金の将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、リース物件にかかる契約済額、特定国有財産整備特別会計への未渡不動産の価額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金、基礎年金国家公務員共済組合負担金の支出した額に、児童手当及び国家公務員災害補償年金の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「司法修習生手当等」には、司法修習生手当及び司法修習生旅費を計上している。
- ・「裁判費」には、（項）裁判費の支出済歳出額のうち、「庁費等」及び「委託費等」に計上されるもの以外のものを計上している。
- ・「委託費等」には、決算書の使途別分類が「補助金・委託費」に該当するもののうち「人件費」に計上されるもの及び（目）国有資産所在市町村交付金を除く支出済歳出額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」の支出済歳出額及び使途別分類が「施設費」の支出済歳出額のうち資産計上されていないものを計上している。
- ・「支払利息」には、PFI事業に関する維持管理運営費の支出済歳出額のうち、割賦手数料部分を計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」の支出済歳出額のうち「司法修習生手当等」及び「裁判費」以外の支出済歳出額、使途別分類が「人件費」のうちの（目）委員手当の支出済歳出額及び（目）国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の売却、除却に伴い生じた損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には主管歳入の徴収決定済額のうち、当該年度に調査決定を行った額から資産・負債差額の増減を生じさせないものを控除した額を計上している。
- ・「配賦財源」には、裁判所所管の支出済歳出額と裁判所主管の収納済歳入額との差額を計上してい

る。

- ・「無償所管換等」には、他省庁との有形固定資産などの無償所管換及び特定国有財産整備特別会計への未渡不動産の価額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④ 区別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、裁判所主管の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、裁判所所管の支出済歳出額と裁判所主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- (a) 業務支出（施設整備支出は除く）
 - ・「人件費」には、職員基本給及び職員諸手当等、非常勤職員の手当、国家公務員共済組合負担金及び基礎年金国家公務員共済負担金の支出済歳出額を計上している。
 - ・「司法修習生手当等の支出」には、司法修習生手当及び司法修習生旅費の支出額を計上している。
 - ・「委員手当等の支出」には、委員手当及び委員等旅費（いわゆる裁判事務処理に必要な経費である（項）裁判費に係るものは除く。）の支出額を計上している。
 - ・「裁判費」には、いわゆる裁判事務処理に必要な経費である（項）裁判費の支出額を計上している。
 - ・「委託費等」には、「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当しないものの支出額を計上している。
 - ・「庁費等の支出」には、物件費（いわゆる裁判事務処理に必要な経費である（項）裁判費に係るものは除く）や施設費等の支出額を計上している。
 - ・「その他の支出」には、「旅費」及び「諸謝金」等の支出額を計上している。

(b) 施設整備支出

- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、土地に係る支出、建物に係る支出以外の施設整備に繋がる支出を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、保管金等一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計上額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(4) その他裁判所の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 重要な会計処理の誤謬の修正

リース物件については20年度の貸借対照表の物品に未計上であったが、本年度より計上している。この修正により、本年度の貸借対照表において物品が70百万円増加し、その他の債務等が70百万円増加している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
現金	5,197
政府預金	131,949
合計	137,146

② 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
費用弁償金債権等（※）	個人等	682
合計		682

※訴訟救助決定により支払を猶予された訴え手数料に関する債権など

③ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
前渡不動産	特定国有財産整備特別会計	363	新施設整備前に引き継いだ不動産価格
合計		363	

④ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	667	14	682	50	3	53	
徴収停止債権	48	0	48	2	3	6	債権の種類毎に過去3年間の貸倒実績に基づいて算定
履行期限到来等債権	618	14	633	47	0	47	上記算定方法
合計	667	14	682	50	3	53	

(注) 貸付金等の残高は、他省庁の特別会計等に対するものを除いた金額を記載している。

⑤ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産（公用用財産除く）	649,016	19,566	9,690	10,172	-	648,719
行政財産	649,016	19,566	9,690	10,172	-	648,719
土地	406,314	1,239	2,436	-	-	405,117
立木竹	922	9	21	-	-	910
建物	159,415	7,638	1,555	7,103	-	158,394
工作物	77,493	5,112	1,400	3,068	-	78,136
建設仮勘定	4,871	5,567	4,276	-	-	6,161
物品	1,065	274	71	261	-	1,006
物品	1,065	171	71	229	-	935
ファイナンス・リース	-	103	-	32	-	70
小計	650,081	19,841	9,762	10,484	-	649,726
(無形固定資産)						
国有財産	25	-	-	-	-	25
行政財産	25	-	-	-	-	25
著作権等	25	-	-	-	-	25
ソフトウェア	3,399	1,083	-	1,384	-	3,098
ソフトウェア仮勘定	463	66	353	-	-	176
電話加入権	307	3	2	-	-	308
小計	4,195	1,152	355	1,384	-	3,607
合計	654,276	20,993	10,117	11,818	-	653,334

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
公務災害補償費	該当職員	5
児童手当	該当職員	73
PFI事業	民間企業	6,636
合計		6,714

② 保管金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
保管金	事件当事者等	137,146
合計		137,146

③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	231,456	17,490	21,200	235,166
整理資源に係る引当金	135,846	9,985	△ 335	125,526
国家公務員災害補償年金に係る引当金	281	19	△ 5	256
合計	367,584	27,494	20,859	360,949

④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	70
未渡不動産	特定国有財産整備特別会計	4,547
合計		4,617

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	(組織) 裁判所	(組織) 檢察審査会	合計
人件費	202,406	0	202,406
賞与引当金繰入額	13,590	0	13,590
退職給付引当金繰入額	25,383	0	25,383
司法修習生手当等	9,624	0	9,624
裁判費	4,121	0	4,121
委託費等	288	0	288
旅費等	27,460	54	27,515
支払利息	175	0	175
その他経費	10,688	247	10,935
減価償却費	11,818	0	11,818
貸倒引当金繰入額	53	0	53
資産処分損益	2,251	0	2,251
本年度業務費用合計	307,862	302	308,164

(2) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
司法修習生研修委託費	弁護士会	136	司法修習生の弁護事務修習を弁護士会に委託するため
少年補導委託費	施設、団体 又は個人	152	少年を試験観察とあわせて適当な施設、団体 又は個人に補導を委託するため
<分担金>			
国際裁判官連合分担金	国際裁判官協会等	0	国際裁判官協会他の国際裁判官会議の負担金
合計		288	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入			906
	国有財産貸付収入	弁護士会等及び該当職員	898
	国有財産使用収入	法曹界等	7
納付金			59
	法科大学院設置者納付金	法科大学院設置者	59
諸収入			20,512
	許可及手数料	事件当事者等	1,892
	懲罰及没収金	事件当事者等	205
	弁償及返納金	事件当事者等及び該当職員	268
	雑入（＊）	事件当事者等	18,146
合計			21,478

（※）相続財産で相続人不存在のため国庫帰属となった収入金が主なものとなります。

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
(その他の債務等) 前渡不動産の異動額	財務省及び国土交通省（特定国有財産整備特別会計）	△ 178	土地、立木 竹、建物及び 工作物	本年度前渡不動産計上額と昨年 度前渡不動産計上額の差額	
	小計	△ 178			
（有形固定資産） 財産の無償所管換等 (受)	財務省及び国土交通省（特定国有財産整備特別計画）	954	立木竹、建物 及び工作物	財務省及び国土交通省所管財產 を裁判所において使用するため	
	小計	954			
財産の無償所管換等 (渡)	財務省（一般会計）	△ 1,603	土地、立木 竹、建物及び 工作物	裁判所における使用をやめたた め、国有財産総轄部局たる財務 省へ所管を移すため	
	法務省（一般会計）	△ 10	土地	裁判所所管財產を法務省におい て使用するため	
	財務省及び国土交通省（特定国有財産整 備特別計画）	△ 451	土地、立木 竹、建物及び 工作物	特定国有財産整備計画における 処分財產につき特定国有財産整 備特別会計に所管を移すため	
	小計	△ 2,064			
実測と帳簿の差額		26	土地、立木 竹、建物及び 工作物	国有財産台帳上の財産の数量を 実測に基づく財産の数量に修正 したことによる差額	
	小計	26			
（無形固定資産） 創作等		0	特許権等	裁判所が権利者である著作等に つき、新規に国有財産として計 上したもの	
	小計	0			
（退職給付引当金） 整理資源に係る退職給 付引当		4,524	整理資源に係 る退職給付引 当金	退職給付引当金算定において適 用する割引率等の変更に伴う差 額	
	小計	4,524			
（その他の債務等） 未渡不動産の異動額	財務省及び国土交通省（特定国有財産整 備特別会計）	409	土地、立木 竹、建物及び 工作物	本年度未渡不動産計上額と昨年 度未渡不動産計上額の差額	
	小計	409			
	合計	3,671			

4 区別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入			906
	国有財産貸付収入	弁護士会等及び該当職員	898
	国有財産使用収入	法曹界等	7
納付金			59
	法科大学院設置者納付金	法科大学院設置者	59
諸収入			20,410
	許可及手数料	事件当事者等	1,892
	懲罰及没収金	事件当事者等	205
	弁償及返納金	事件当事者等及び該当職員	111
	物品売払収入	売払業者	55
	雑入（*）	事件当事者等	18,145
合計			21,376

（※）相続財産で相続人不存在のため国庫帰属となった収入金が主なものとなります。

(2) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	金額
前年度末残高	126,939
本年度受入	1,267,434
本年度払出	1,257,227
本年度末残高	137,146

参考情報

1 裁判所の所掌する業務の概要

(1) 裁判所の仕事

裁判所の仕事は、個人間などの法律的な紛争を解決したり、犯罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かを判断したりすることにより、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全を保つことです。

(2) 裁判所の組織

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。また、裁判所の所管する組織としては、このほかに検察審査会があります。

① 裁判所

ア 最高裁判所（東京）

憲法によって設置された我が国における唯一かつ最高の裁判所で、主として、高等裁判所の裁判に対する不服申立て（上告等）を取り扱います。

司法権の完全な独立を守るために、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について規則を制定する規則制定権を有します。

イ 高等裁判所（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松のほか6か所の都市に支部が設けられ、特別の支部として東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられています。）

地方裁判所、家庭裁判所の判決又は簡易裁判所の刑事の判決に対する控訴、地方裁判所の民事の第二審判決に対する上告、地方裁判所又は家庭裁判所の決定に対する抗告に関する事件などを取り扱います。

知的財産高等裁判所は、特許庁が行った審決に対する取消訴訟や特許権に関する地方裁判所の判決に対する控訴など、一定の知的財産に関する事件を取り扱います。

ウ 地方裁判所（各都道府県庁所在地、函館、旭川及び釧路のほか203か所の支部が設けられています。）

民事事件（労働事件、知的財産権事件を含みます。）、刑事事件及び行政事件のほとんどすべての訴訟事件の第一審の裁判及び簡易裁判所の民事事件の控訴事件などを取り扱います。

エ 家庭裁判所（地方裁判所とその支部の所在地と同じ所及び77か所の出張所が設けられています。）

家事事件（離婚や遺産分割などの夫婦関係、親子関係や親族に関する事件）の調停や審判、人事訴訟事件（夫婦、親子等の関係をめぐる訴訟）及び少年事件（未成年者が非行を犯した場合などの事件）の審判などを取り扱います。

オ 簡易裁判所（全国に438か所あります。）

比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件についての第一審の裁判権を持っています。そのほかに身近な民事紛争を話し合いで解決するための民事調停などを取り扱います。

② 検察審査会（全国に165か所あり、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中にあります。）

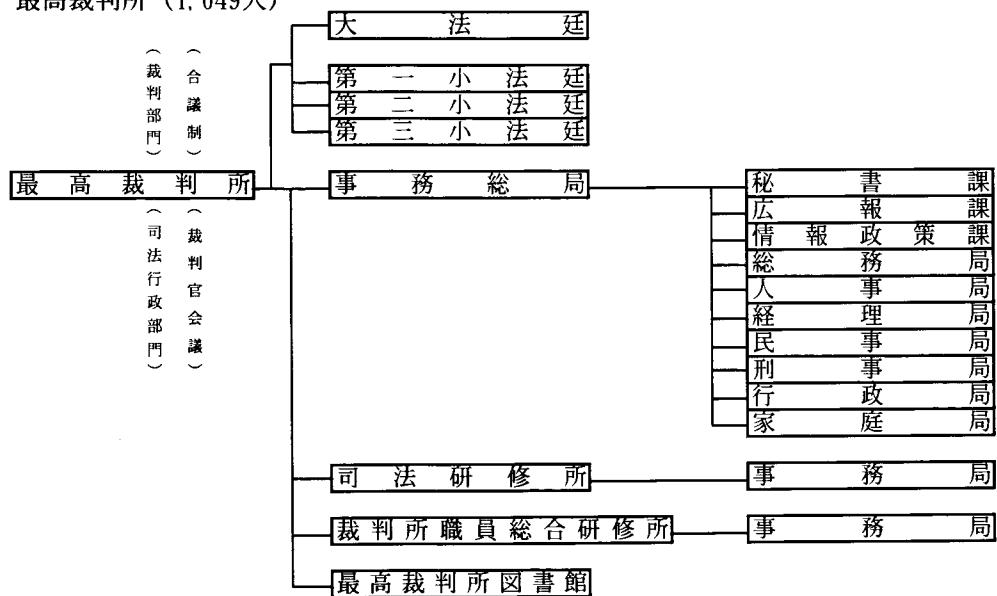
選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、国民を代表して、検察官の不起訴処分（犯罪の嫌疑を受けている者を裁判にかけなかったこと）のよしあしを審査する機関です。

これらの組織は、大別すると、各種事件の裁判等を担当する裁判部門（検察審査会の場合は審査部門）と人や設備などの面で裁判部門を支援する司法行政部門（総務課、人事課、会計課、資料課等の事務局など）に分けられます。

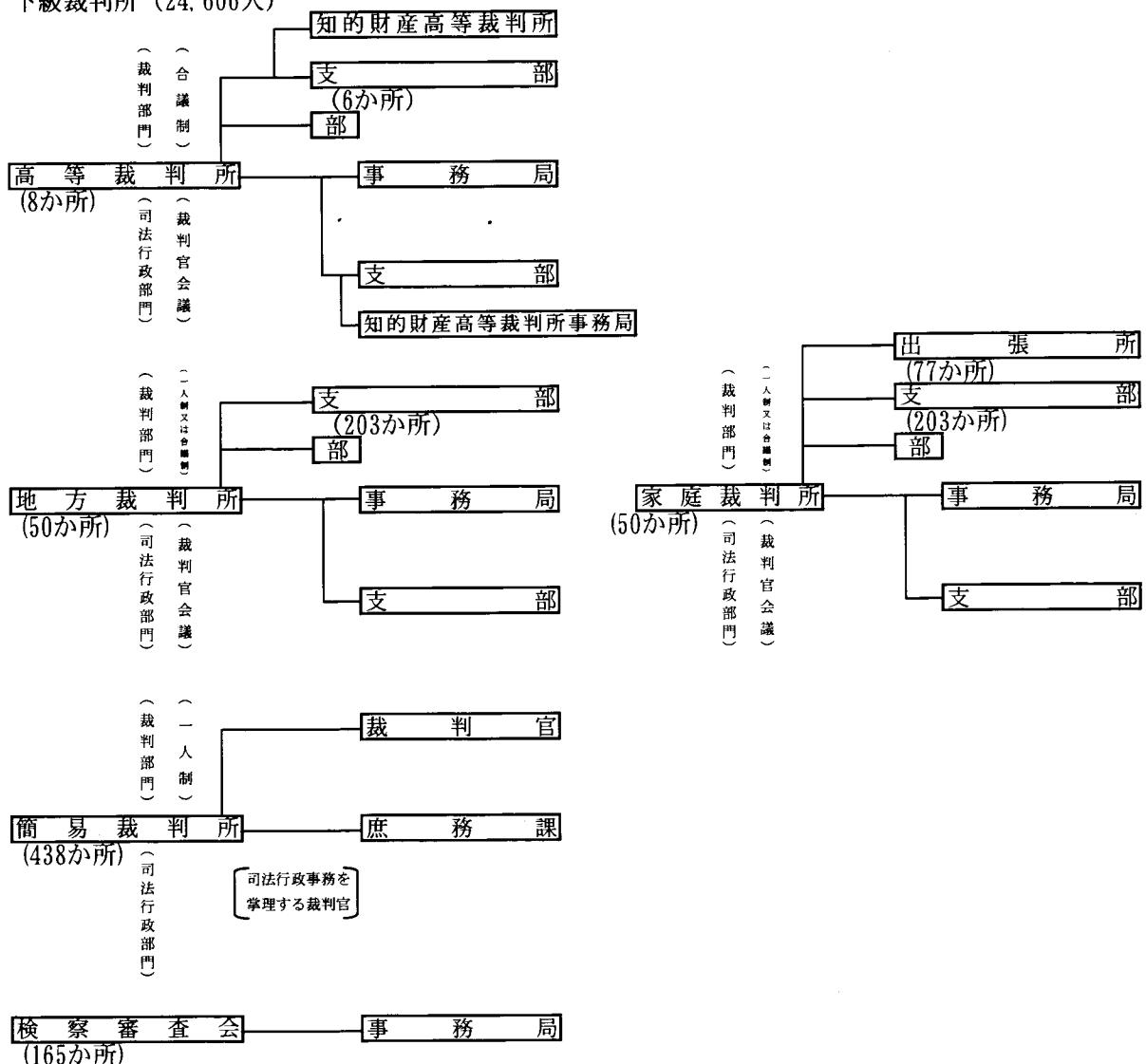
（注）「検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令」の改正により、平成21年4月1日、50か所の検察審査会が統合され、165か所となりました。

2. 裁判所の組織及び定員

(1) 最高裁判所 (1,049人)



(2) 下級裁判所 (24,606人)



3. 平成21年度一般会計の歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

【歳入】	21,376	【歳出】	311,519
「収納済歳入額」		「支出済歳出額」	
雑収入	21,376	裁判所所管合計	311,519
		(組織) 裁判所	311,519
		(項) 最高裁判所	80,536
		(項) 下級裁判所	196,712
		(項) 檢察審査費	303
		(項) 裁判費	16,222
		(項) 裁判所施設費	17,744

4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

- ① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>5,724,047 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>519,549 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>72,234 億円</u>

- ② 財務省において計上されている①の計数を各省庁の一般会計の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、裁判所に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち裁判所配分額	<u>24,147 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち裁判所配分額	<u>1,833 億円</u>
・当該年度の利払費のうち裁判所配分額	<u>313 億円</u>

- ③ 財務省において計上されている①の計数を各省庁の資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、裁判所に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち裁判所配分額	<u>19,515 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち裁判所配分額	<u>1,833 億円</u>
・当該年度の利払費のうち裁判所配分額	<u>252 億円</u>